

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山形県長井市長

## 公表日

令和7年10月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を国・都道府県と共同して構築している。</p> <p>長井市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</li><li>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正</li><li>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li><li>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知</li><li>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</li><li>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li><li>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</li><li>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li><li>⑨個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付</li><li>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</li><li>⑪住民票の写し等のコンビニ交付に関する事務</li><li>⑫転出届出、転入予定、転居予定の連絡のサービス検索・電子申請機能での受領</li></ul> <p>なお、⑨の「個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付」に係る事務のうち、個人番号の通知、交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(以下、番号省令)第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に対する情報の提供を含めて、特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1 住民基本台帳システム</li><li>2 住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>3 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ)</li><li>4 中間サーバ</li><li>5 サービス検索・電子申請機能</li><li>6 コンビニ交付システム</li></ul>

## 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第22条(転入届)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>
--------	--

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠&gt;</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 48, 53, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 69, 73, 75, 77, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 142, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 163, 164, 165, 166の項)</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠&gt;</p> <p>なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長

#### 6. 他の評価実施機関

--

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111
-----	--

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市市民課 TEL:0238-82-8007
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からのマイナンバー取得の徹底</li> <li>・住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会の徹底</li> <li>・住基事務では上記のほか、以下の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考える           <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>②特定個人情報の記載がある申請書等の保管</li> <li>③個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul> </li> </ul> <p>■ 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</li> <li>・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</li> <li>②移行データ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</li> <li>・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</li> </ul> </li> <li>③テストデータ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報をマスキング対象項目と定め、必要最小限のテストデータのみを生成している。</li> </ul> </li> </ul>	

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	
	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li><li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li><li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li><li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li><li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li><li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li><li>9) 従業者に対する教育・啓発</li></ol>	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■長井市における措置 ・住基ネットシステムへのアクセスが可能な職員はID及び静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員名簿を年度ごとに作成することでアクセス権限の適切な管理をおこなっている。このことから、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> <p>■移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p> <p>■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアカティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I . 5. ②所属長	市民課長 佐藤 隆	市民課長 金子 剛	事後	人事
平成30年6月1日	II . 1 対象人数	平成27年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	住民票等コンビニ交付サービスの開始予定
平成30年6月1日	II . 2 取扱者数	平成27年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	住民票等コンビニ交付サービスの開始予定
平成30年6月1日	I . 1. ③システムの名称		5 コンビニ交付システム	事前	住民票等コンビニ交付サービスの開始予定
	I . 5. ②所属長	市民課長 金子 剛	市民課長	事後	
	IV. リスク対策	無	項目の追加	事後	項目の追加
令和2年4月1日	II . 1 対象人数	平成30年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	
令和3年4月1日	I. 7請求先	山形県長井市ままの上5番1号	山形県長井市栄町1番1号	事後	
	I. 8連絡先	山形県長井市ままの上5番1号 TEL0238-87-0681	山形県長井市栄町1番1号 TEL0238-82-8007	事後	
	II . 1 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	II . 1 対象人数、2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和5年3月1日	I . 1. ③システムの名称	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和5年4月1日	II. 2.対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II. 3.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II. 2.対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II. 3.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	II. 2.対象人数(いつ時点の計数か)	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	II. 3.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	I . 1. ②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、 市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の権利を保障するためには、市区	市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の権利を保障するためには、市区	事後	
令和7年4月1日	I . 1. ③システムの名称	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和7年4月1日	I . 3 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報	事後	
令和7年4月1日	I . 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報	■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ・長井市における措置 ・住基ネットシステムへのアクセスが可能な職員	事後	
令和7年4月1日	IV. 8			事後	
令和7年4月1日	IV. 11		■長井市における措置 ・住基ネットシステムへのアクセスが可能な職員	事後	